

兵庫県公報

平成19年6月1日 金曜日 第1880号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則

ページ

- 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（福祉法人課）…………… 1
○環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（大気課）…………… 2

告 示

- 平成8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部改正（大気課）…………… 2
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）…………… 2
○県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）…………… 3
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）…………… 3
○平成19年度第2・四半期における保安林の皆伐限度面積（同）…………… 3
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）…………… 4
○道路の区域の変更、供用開始等（同）…………… 5
○土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）…………… 5
○道路の位置指定（建築指導課）…………… 5

選挙管理委員会告示

- 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正…………… 5

公安委員会告示

- 駐車監視員資格者講習の実施…………… 6
○兵庫県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務…………… 8

財団法人不動産適正取引推進機構公告

- 平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の実施…………… 11

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（規則第46号）
認知症患者に対して専門的な治療を行うため、リハビリテーション西播磨病院の診療科目に精神科を追加することとした。
- 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第47号）
- 1 風力発電設備は、温室効果ガスの排出の抑制に資する一方、その騒音により周辺的生活環境を損なう可能性があることから、環境の保全と創造に関する条例の規定によりその設置に当たり届出を要する特定施設等として、出力が20キロワット以上の風力発電設備を追加することとした。
 - 2 労働安全衛生法施行令等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第46号

兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則（昭和44年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。
第6条の表リハビリテーション西播磨病院の項中「内科」を「内科 精神科」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第47号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第16条第1項第4号若しくは第5号に掲げる物又は同項第9号に規定する石綿を含有する」を「第6条第23号に規定する石綿等に該当する」に改め、「で、その含有するこれらのものの重量が同号に規定する重量に相当するもの」を削り、同条第3項第2号中「保温材」の右に「、断熱材及び耐火被覆材」を加える。

別表第6中43の項を44の項とし、42の項を43の項とし、41の項を42の項とし、40の項の次に次のように加える。

41 風力発電設備	出力が20キロワット以上のもの
-----------	-----------------

別表第11の1の項中「5ホン」を「5デシベル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第643号

平成8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日より施行する。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

別表第6の備考中1の「環境局大気課」を「環境管理局大気課」に改める。

別表第6の備考中7を8とし、4から6までを5から7までとし、3の次に次のように加える。

- 4 風力発電設備に係る騒音にあっては、当該風力発電設備が発生させる騒音により、周辺的生活環境が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この表に定める基準によらないことができる。

兵庫県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
柏原土地改良区	平成19年5月21日

栗住野土地改良区

同上

兵庫県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）御津西部地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年6月1日から同月21日まで
- 3 縦覧の場所
たつの市役所

兵庫県告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
佐用郡佐用町奥海字郷嶋862の21（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局地域振興部上郡農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第647号

平成19年度第2・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

森林計画区	単区域名	範囲(市・郡・町)	単位区域内に存する各伐を許される保安林面積(ha)						計	備考	
			水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		干害防備保安林				
			民有林	国有林・官行造林	民有林	国有林・官行造林	民有林	国有林・官行造林			
加古川	神崎川	川辺郡猪名川町	-	-	2.40	-	-	-	2.40		
	武蔵川	三田市	207.02	6.50	1.04	-	-	-	214.56		
	神戸地区	神戸市	7.58	-	26.56	18.38	-	-	34.58	87.10	
		東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡多可町	451.37	53.04	94.30	-	-	-	10.46	609.17
攝保川	中播地区	姫路市	736.60	15.20	132.18	-	-	-	59.14	943.12	姫路市については、旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。
		同 郡市川町 同 郡福崎町									
	攝保川	姫路市 たつの市 宍粟市 攝保郡太子町	1,357.21	628.04	161.33	-	1.64	-	31.40	2,179.62	姫路市については、旧宍粟郡安富町の区域をいう。宍粟市については、旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。
千種川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡上郡町 佐用郡佐用町	725.67	109.24	163.62	-	-	-	14.68	1,013.21	宍粟市については、旧宍粟郡千種町の区域をいう。	
円山川	円山川下流	豊岡市	944.62	61.06	61.34	-	0.36	-	2.92	1,070.30	豊岡市については、旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。
		矢田川	豊岡市 美方郡香美町	933.76	142.75	40.81	-	1.26	1.18	25.90	1,145.66
	岸田川	美方郡新温泉町	328.64	142.52	20.82	-	-	-	1.42	493.40	
	南但地区	養父市 朝来市	1,379.18	111.24	170.86	-	-	-	47.04	1,708.32	
加古川	佐治川 ～篠山川	篠山市 丹波市	757.91	55.32	92.50	-	-	-	24.17	929.90	丹波市については、旧氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。
	竹田川	丹波市	90.89	6.92	22.84	-	-	-	9.20	129.85	丹波市については、旧氷上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	374.28	30.96	1.26	-	-	-	80.54	487.04	淡路市については、旧津名郡東浦町の区域に限る。
合 計		8,294.73	1,362.79	991.86	18.38	3.26	1.18	341.45	11,013.65		

兵庫県告示第648号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年6月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年6月1日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 山田日高線	美方郡香美町村岡区山田字宮ノ下夕1910番 1から	旧	10.0から 18.0まで	71.0	
	同 郡同 町村岡区山田字宮ノ下夕1906番 1まで	新	10.0から 25.0まで	71.0	

兵庫県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年6月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年6月1日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 福岡養父線	美方郡香美町岡区大野字ホイダ348から 同郡同町村岡区大野字ホイダ359まで	旧	6.0から 9.0まで	153.0	
		新	6.0から 10.0まで	153.0	

兵庫県告示第650号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、龍野市大道南農住組合から龍野市大道南農住土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第651号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年6月1日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成19年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H18但豊位置 0009号	19. 5. 16	豊岡市野田字河原田38番2	5.00	33.983

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定内容の変更及び指定の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

1 病院及び介護老人保健施設の表明石市の項中、

医療法人 大宗会 宗野病院	同 市王子2丁目20-20
---------------	---------------

を

医療法人 大宗会 王子回生病院	同 市王子2丁目20-20
-----------------	---------------

に改める。

2 老人ホームの表養父市の項中、

かるべの郷 あじさい	同 市十二所871
かるべの郷 さざんか	同 市十二所871

を

養護老人ホームかるべの郷 あじさい	同 市十二所871
特別養護老人ホームかるべの郷 さざんか	同 市十二所871

に改め、同表南あわじ市の項中、

南あわじ市特別養護老人ホーム すいせんホール	同 市賀集野田字乙井手764
------------------------	----------------

を

南あわじ市特別養護老人ホーム すいせんホーム	同 市賀集野田字乙井手764
------------------------	----------------

に改める。

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表加古川市の項中

加古川市	身体障害者療護施設 ライフガーデン加古川	加古川市八幡町上西条1355
------	----------------------	----------------

を

加古川市	障害者支援施設 ライフガーデン加古川	加古川市八幡町上西条1355
------	--------------------	----------------

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第138号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年6月1日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

区分	駐車監視員資格者講習の期日	駐車監視員資格者講習の場所
	駐車監視員資格者講習修了考査の期日	
第1回	平成19年7月2日（月）及び同月3日（火）	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
	平成19年7月10日（火）	
第2回	平成19年7月5日（木）及び同月6日（金）	神戸市中央区山本通4丁目22番15号 兵庫県立のじぎく会館
	平成19年7月13日（金）	
第3回	平成19年7月11日（水）及び同月12日（木）	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
	平成19年7月19日（木）	

注 1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 駐車監視員資格者講習修了考査は、各日午前9時00分から午前10時10分までとする。

2 受講定員

第1回から第3回までの合計による受講定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 兵庫県内における法第51条の12に規定する放置車両確認機関予定法人に所属する者 160人
- (2) 前記(1)以外の者 90人

3 受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書1通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課（交通第一課及び地域交通課を含む。以下同じ。）において配布する。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 写真1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

(2) 申込期間

ア 平成19年6月4日（月）から同月15日（金）までの午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

(4) 申込方法

次に掲げる事項を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

ア 本籍（外国人にあっては、国籍）、住所、氏名及び生年月日

イ 前記1の表に掲げる区分のうち、受講を希望する区分

なお、受講申込みは先着順に受け付けることから、会場の都合により区分を指定することがある。

(5) 手数料

19,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面にはり付けること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所あてに郵送する。）

(2) 筆記用具

(3) 講習用テキスト（受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。

6 受講に関する問い合わせ先

(1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課

電話 (078) 341-7441 内線 5153又は5154

(2) 兵庫県内の各警察署の交通課

7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、前記2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、前記6の問い合わせ先に問い合わせること。

兵庫県公安委員会告示第139号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表5の項の上欄に規定する兵庫県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年12月1日から施行する。

平成19年6月1日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

路 線	区 間
1 一般国道2号	兵庫県の全域
2 一般国道9号	兵庫県の全域
3 一般国道28号	兵庫県の全域
4 一般国道29号	兵庫県の全域
5 一般国道43号	兵庫県の全域
6 一般国道171号	兵庫県の全域
7 一般国道173号	兵庫県の全域
8 一般国道175号	兵庫県の全域
9 一般国道176号	兵庫県の全域
10 一般国道178号	兵庫県の全域
11 一般国道179号	兵庫県の全域
12 一般国道250号	兵庫県の全域
13 一般国道312号	兵庫県の全域

14 一般国道372号	兵庫県の全域
15 一般国道373号	兵庫県の全域
16 一般国道426号	兵庫県の全域
17 一般国道427号	兵庫県の全域
18 一般国道428号	兵庫県の全域
19 主要地方道宮津養父線	兵庫県の全域
20 主要地方道豊岡瀬戸線	兵庫県の全域
21 主要地方道香住村岡線	兵庫県の全域
22 主要地方道養父穴栗線	兵庫県の全域
23 主要地方道川西篠山線	兵庫県の全域
24 主要地方道尼崎池田線	兵庫県の全域
25 主要地方道明石神戸宝塚線	兵庫県の全域
26 主要地方道西脇三田線	兵庫県の全域
27 主要地方道加古川小野線	兵庫県の全域
28 主要地方道加古川三田線	兵庫県の全域
29 主要地方道神戸明石線	兵庫県の全域
30 主要地方道神戸三木線	兵庫県の全域
31 主要地方道三木穴栗線	兵庫県の全域
32 主要地方道福良江井岩屋線	兵庫県の全域
33 主要地方道大阪伊丹線	兵庫県の全域
34 主要地方道尼崎宝塚線	兵庫県の全域
35 主要地方道高砂北条線	兵庫県の全域
36 主要地方道小部明石線	兵庫県の全域
37 主要地方道尼崎港線	兵庫県の全域
38 主要地方道相生停車場線	兵庫県の全域
39 主要地方道神戸加古川姫路線	兵庫県の全域
40 主要地方道姫路神河線	兵庫県の全域
41 主要地方道灘三田線	兵庫県の全域
42 主要地方道平野三木線	兵庫県の全域

43 一般県道物部養父線	兵庫県の全域
44 一般県道西宮宝塚線	兵庫県の全域
45 一般県道米谷昆陽尼崎線	兵庫県の全域
46 一般県道姥ヶ茶屋伊丹線	兵庫県の全域
47 一般県道山本伊丹線	兵庫県の全域
48 一般県道寺本伊丹線	兵庫県の全域
49 一般県道甲子園尼崎線	兵庫県の全域
50 一般県道郷の瀬野村線	兵庫県の全域
51 一般県道八幡別府線	兵庫県の全域
52 一般県道和久今宿線	兵庫県の全域
53 一般県道大江島太子線	兵庫県の全域
54 一般県道篠山京丹波線	兵庫県の全域
55 一般県道明石高砂線	兵庫県の全域
56 一般県道姫路新宮線	兵庫県の全域
57 一般県道門前鶴線	兵庫県の全域
58 主要市道長田楠日尾線	神戸市の全域
59 主要市道西出高松前池線	神戸市の全域
60 神戸市道山麓線	神戸市の全域
61 神戸市道山手幹線	神戸市の全域
62 神戸市道神若線	神戸市の全域
63 神戸市道野崎線	神戸市の全域
64 神戸市道灘浜住吉川線	神戸市の全域
65 神戸市道国魂線	神戸市の全域
66 神戸市道中央幹線	神戸市の全域
67 神戸市道港島1号線	神戸市の全域
68 神戸市道布引鶴線	神戸市の全域
69 神戸市道東亜筋線	神戸市の全域
70 神戸市道永沢線	神戸市の全域
71 神戸市道夢野白川線	神戸市の全域

72 神戸市道湊町線	神戸市の全域
73 神戸市道長田箕谷線	神戸市の全域
74 神戸市道舞子多聞線	神戸市の全域
75 神戸市道西神中央線	神戸市の全域
76 幹第6号線	姫路市の全域
77 道意線	尼崎市の全域
78 幹第17号線	西宮市の全域
79 市道逆瀬川米谷線	宝塚市の全域

財団法人不動産適正取引推進機構公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 三 澤 眞

1 試験の日時

平成19年10月21日（日）午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項について行う。

- ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令

平成19年4月1日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

四肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数

50問。ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み（平成17年度から持参による受験申込みは廃止している。）

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

イ 掲載期間

平成19年7月2日（月）から同月17日（火）まで

ロ 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）

イ 申込期間

平成19年7月2日（月）午前9時30分から同月17日（火）午後9時59分まで

ウ 申込方法

イ 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。

ロ 写真ファイル（平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景でJPEG形式のもの）を添付する。

エ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する（事務手数料は、本人負担とする。）。

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

場 所	期 間
社団法人兵庫県宅地建物取引業協会本部及び各支部	平成19年7月2日（月）から同月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 午前9時から午後5時まで なお、各支部については、就業時間内（7月31日（火）は午後4時30分まで）
財団法人兵庫県住宅建築総合センター （神戸市中央区雲井通五丁目3番1号 サンバル6階）	平成19年7月2日（月）から同月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 午前9時から午後5時まで（7月31日（火）は午後4時30分まで）
ひょうご住まいサポートセンター （神戸市中央区東川崎町一丁目1番3号 神戸クリスタルタワー6階）	
ジュンク堂書店西宮店 （西宮市北口町一丁目1番アクタ西宮西棟4階）	平成19年7月2日（月）から同月31日（火）まで 各店営業日、営業時間内（7月31日（火）は午後4時30分まで）
ジュンク堂書店芦屋店 （芦屋市大原町九丁目1番304号 ラポルテ東館3階）	

ジュンク堂書店神戸住吉店
(神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 シーア4階)

ジュンク堂書店神戸三宮店
(神戸市中央区三宮町一丁目6番18号)

ジュンク堂書店三宮駅前店
(神戸市中央区雲井通六丁目1番15号 サンシティビル7階)

ジュンク堂書店明石店
(明石市大明石町一丁目6番7号 明神ビル1階)

ジュンク堂書店姫路駅店
(姫路市東駅前町210番地 駅ビルフェスタ3階)

紀伊國屋書店川西店
(川西市栄町11番1号 モザイクボックス4階)

紀伊國屋書店神戸店
(神戸市中央区小野柄通八丁目1番8号 そごう神戸店新館5階)

紀伊國屋書店西神店
(神戸市西区樺台五丁目9番4号 そごう西神店5階)

紀伊國屋書店加古川店
(加古川市加古川町篠原町字三ツ升21番8号 ヤマトヤシキ加古川店6階)

海文堂書店
(神戸市中央区元町通三丁目5番10号)

未来屋書店 テラス店
(伊丹市藤ノ木一丁目1番1号343 ダイヤモンドシティテラス3階)

未来屋書店 水上店 (丹波市水上町本郷300 ゆめタウン1階)	
未来屋書店 社店 (加東市社1126-1 ジャスコ社店2階)	
未来屋書店 姫路リバーシティー店 (姫路市飾磨区細江520 ジャスコ姫路リバーシティー店3階)	
未来屋書店 姫路大津店 (姫路市大津区大津町2番5号 イオン姫路大津SC2階)	
未来屋書店 山崎店 (宍粟市山崎町中井字城下10 ジャスコ山崎店3階)	
未来屋書店 赤穂店 (赤穂市中広55-3 ジャスコ赤穂店2階)	
未来屋書店 南淡路店 (南あわじ市賀集八幡北字東内378-1 ジャスコ南淡路店1階)	
ブックバーン 東山店 (姫路市東山181-1)	
宮脇書店 アマゴッタ店 (尼崎市西大物町12-41)	

イ 申込期間

平成19年7月2日(月)から同月31日(火)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

- (ア) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはり付けしたもの)
- (イ) 写真一葉(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)
- (ウ) 登録講習修了者については、前記(ア)と(イ)に加えて登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

※提出書類は、社団法人兵庫県宅地建物取引業協会(神戸市中央区北長狭通五丁目5-26)あて、配達記録郵便で郵送すること。

エ 受験手数料

7,000円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払込む（払込手数料は、本人負担）。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成19年12月5日（水）

(2) 発表の方法

合格者一覧表の掲示（社団法人兵庫県宅地建物取引業協会本部及び各支部）及び本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

神戸市中央区北長狭通五丁目5-26

社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

電話（078）367-7227（試験案内専用）